

## 津山市教育委員会 発掘作業員登録要項

|         |   |
|---------|---|
| 業 務 内 容 | 津山市教育委員会の指示に従って行う遺跡の発掘作業  |
| 勤 務 場 所 | 津山市内全域  |
| 登録予定者数  | 15名程度   |
| 登録有効期間  | <p><b>平成29年6月1日～平成30年3月31日</b></p> <p>※作業の従事は発掘調査が発生した期間のみに限られます。発掘調査は不定期ですので、<u>登録有効期間内に採用のない場合や、数日間の短期就労の場合</u>もあります。</p> <p>※雇用にあたっては、調査地等の諸条件により登録者の中から雇用します。</p> <p>※登録有効期間は平成30年3月31日までで、自動的な継続更新はありません。次回募集時には新たに登録が必要です。</p>  |
| 応 募 資 格 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人。</li> <li>・ 健康で、スコップ・ツルハシなどを使う屋外作業に対応でき、身体面の自己管理のできる人。</li> <li>・ 自力で調査地へ通勤することができる人。</li> </ul>  |
| 賃 金     | <p>日額 8,310 円</p> <p>※手当等の支給はありません。</p> <p>※支払いは、原則月末締め、翌月15日振込払いとします。</p>  |
| 勤 務 日   | <p>原則として月曜日から金曜日 8時30分～17時15分</p> <p>※都合で作業を行わない日があります。また、月あたりの勤務日数は13日が上限となります。</p>  |
| 保 険 等   | 労災保険適用（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません）   |
| 応 募 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出する書類：津山弥生の里文化財センターもしくは津山市教育委員会文化課（東庁舎3階）に備え付けの登録申込書（写真付）に必要事項を記入のうえ、津山弥生の里文化財センターへ提出してください。<br/>（市ホームページからもダウンロード可）</li> <li>・ 申込受付期間<br/><b>随時</b>（事前に下記問い合わせ先に連絡をお願いします）</li> <li>・ 申込受付時間帯 8時30分から17時15分まで<br/>（津山弥生の里文化財センターは土、日も可）</li> </ul> |
| 選 考 方 法 | 書類選考  |
| 問い合わせ先  | 津山弥生の里文化財センター 電話（0868）24-8413（直通）<br>〒708-0824 津山市沼600-1  |